## 新たにお店をはじめる方・会社を設立される方・新サービスを行う方を応援します

# 商工業振興アシスト制度

「商工業振興アシスト条例」						
	要	件		助	成	額
商工業者	営業の用に供する 費用が100万円以上	施設などの整備で、 こであるもの	事業に要する	費用の10% のいずれか		
商工業後継者	後継者が、経営移譲、又は、経営改善のために行う 施設整備などで、事業に要する費用が100万円以上 であるもの			費用の20%又は200万円 のいずれか少ない額		
起業者	営業の用に供する施設、設備などで、事業に要する 費用が100万円以上であるもの					
共 同 事 業	2以上の商工業者が見込まれるもの	が共同で行い、サー	-ビスの向上が	費用の30% のいずれか		

#### ■商工業振興アシスト制度とは・・・

町内に、商工業用施設などを整備する商工業者、および2以上の商工業者が行うサービス事 業を対象に、費用の一部を町が助成する制度です。

#### ■対象となる事業とは・・・

- 〇施設整備事業
  - ・営業施設の新築および増改築、施設に付属する設備、営業に必要な外構設備など
- 〇共同事業
  - ・店舗の商品若しくはサービスなどの情報提供、又は、催しを定期的(3年以上継続)に行 う事業で、規則に定めるもの(助成金の交付は事業開始の1年目のみ)

### ■資格要件は・・・

- ○助成金を受ける方が、町内に居住している南富良野町商工会の会員であること。又は、会員 となる見込がある方。
- 〇町内に居住する個人、又は、町内に本社を置く法人であること。
- 〇町税を完納していること。
- 〇助成金の交付決定日の翌日から3年以上、事業継続が見込まれること。
- ■申請の手続は・・・
  - ①事業に着手する30日前までに、事業計画書を提出(別に指示する書類を添付)
  - ②町から事業認定通知を受けた後、事業着手届と助成金交付申請書を提出
  - ③町から助成金交付決定通知を受けた後、事業完了精算書を提出 (完了写真、領収書の写しを添付)
  - ④助成金を受領

#### (商工観光係) **5** 52-2178 〇申請・お問合せ先〇 産業課